

20210216

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気・都市ガス料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症に感染された方、また、同感染症により生活に影響を受けられた方に、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済産業省の要請、および現状を踏まえ、電気・都市ガス料金の支払いが一時的に困難となるお客様を対象に、電気・都市ガス料金の特別措置を実施いたします。

つきましては、特別措置の適用を希望されるお客様は、以下の窓口までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

1. 特別措置の内容

2021年2月分の電気料金または都市ガス料金のお支払い期日を、原則として1か月延長※1します。

※1 金融機関やクレジット会社の決済スケジュールによっては、お支払い期日の延長ができない場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします

2. 特別措置のお申込み方法

電気・都市ガス料金の特別措置をご希望されるお客様は、2021年2月28日(日)までに、以下の連絡先までご連絡ください。

【サニックスでんき お問い合わせ窓口】

電話番号 0120-689-679

受付時間 月～金 9:00～17:00 (土・日・祝日休み)

3. 適用対象となるお客様

新型コロナウイルス感染拡大の影響により「生活福祉資金の特例貸付」または「住居確保給付金」※2を受け、当社に特別措置適用のお申し出をされたお客様

※2 生活福祉資金の特例貸付または住居確保給付金の詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

<https://corona-support.mhlw.go.jp/>